

【ポイント】

- 11日、ゴタバヤ・ラージャパクサ大統領は出入国管理局に対して、オンラインビザ発給の暫定停止を指示しました。
- スリランカ入国に際しては、事前にETA若しくは最寄りのスリランカ在外公館（駐日スリランカ大使館等）にてビザの取得をお願いします。

【本文】

- 1 11日夜、ゴタバヤ・ラージャパクサ大統領は出入国管理局に対して、速やかにオンラインによるビザ（到着ビザ）の発給を暫定停止するよう指示しました（本措置は更なる通知があるまで有効とされています）。
- 2 これにより、ビザを取得してスリランカに入国する必要がある全ての外国人（日本人を含む）は、スリランカ入国に際して事前にビザを取得する必要があります。
- 3 つきましてはスリランカに入国される方は、事前にETA（電子渡航認証）若しくは最寄りのスリランカ在外公館（駐日スリランカ大使館等）にてビザを取得されるようお願い致します。
- 4 また、手続きや規則等については、事前の通告なく変更されることがありますので、必ず最新の情報を確認してください。
- 5 最新の情報については、駐日スリランカ大使館（電話：東京 03-3440-69112）に問い合わせるか、スリランカ出入国管理局、またはオンラインETA申請の各ウェブサイトを参照ください。

【スリランカ ETA 公式サイト】

<http://www.eta.gov.lk/slvisa/>

【スリランカ出入国管理局ホームページ】

<http://www.immigration.gov.lk>

【駐日スリランカ大使館ホームページ】

<http://www.slembassyjapan.org>

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>